

二本松市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事、子育て等に対して不安又は負担を抱える保護者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として実施する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援対象者は、市内に居住する本事業の支援が必要であると市長が認めた者で、次に掲げるような状態にあるものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、事業の目的に鑑みて、市長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラーを含む。）

(支援内容)

第3条 訪問支援員は、支援対象者の家庭を訪問し、次に掲げる支援を実施する。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買物の代行等）
- (2) 育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育、子育て支援施策の情報提供等）

(訪問支援員の要件)

第4条 この事業を行う訪問支援員は、次のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 家事又は育児を適切に実行する能力を有する者で、市が適当と認める研修を修了したもの
- (2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのもの
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童買春、児童ポルノに係る

行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）及びその他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのもの

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者又はその他児童の福祉に著しく不適当な行為をした者

（事業の実施方法）

第5条 市長は、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び適切な事業の運営の確保ができると認められる事業所（以下「受託事業所」という。）に委託して事業を実施するものとする。

（利用時間等）

第6条 支援を利用できる時間数及び回数は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- （1） 利用時間数 1回につき2時間以内
- （2） 利用回数 週1回とし、年間50回を限度

（利用の申請）

第7条 支援を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用の承認）

第8条 市長は、前条の規定により利用の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて当該利用に係る受託事業所に利用状況等を照会した上で、利用の承認又は不承認を決定し、子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書（第2号様式）又は子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を決定した場合、子育て世帯訪問支援事業受入れ依頼書（第4号様式）により、その旨を受託事業所に通知するものとする。

（利用の取消し）

第9条 市長は、前条第1項の決定により事業を利用しようとする申請者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の承認を取り消すものとする。

- （1） 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2） その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、子育て世帯訪問支援事業利用承認取消通知書（第5号様式）により利用者に通知するとともに、その旨を受託事業所に通知するものとする。

（委託の実施に関する必要事項）

第10条 事業の委託内容、実施報告、委託料その他必要な事項は、別に契約で定める。

（利用料）

第11条 この事業の支援を受ける際の利用料は、無料とする。ただし、利用者は、訪問支援員が生活必需品の買物その他のサービスを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額を負担するものとし、当該費用を受託事業所に支払うものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

二本松市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

二本松市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、事業の利用のために必要な情報を子育て世帯訪問支援事業受託事業所に提供することに同意します。

希望する支援内容	<input type="checkbox"/> 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行等） <input type="checkbox"/> 育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育、子育て支援施策の情報提供等） ※ 希望する支援に <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
家族構成	氏名	続柄	生年月日	職業等
備考				

※注 申請年の1月2日以後に転入された方は、所得証明書又は課税証明書が必要になります。

様

二本松市長

子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった子育て世帯訪問支援事業の利用については、下記のとおり利用を承認しましたので、二本松市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第8条の規定により通知します。

利用者	住所	
	氏名	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
支援内容		

第 号
年 月 日

様

二本松市長

子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった子育て世帯訪問支援事業の利用について、
下記のとおり不承認とすることに決定しましたので、二本松市子育て世帯訪問支援事業実
施要綱第8条の規定により通知します。

記

（不承認の理由）

様

二本松市長

子育て世帯訪問支援事業受入れ依頼書

年 月 日付けで申請のあった子育て世帯訪問支援事業の利用につきまして、次のとおり利用を承認しましたので、二本松市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第8条の規定により、受入れを依頼します。

利用者	住所	
	氏名	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
支援内容		

第 号
年 月 日

様

二本松市長

子育て世帯訪問支援事業利用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で利用を承認した子育て世帯訪問支援事業について、下記の理由により利用の承認を取り消すこととしましたので、二本松市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消理由